

# 令和5年度 鹿児島市再犯防止推進連絡会議

日時：令和5年12月1日(金) 14:00～

場所：かごしま市民福祉プラザ3階会議室

# 鹿児島市再犯防止推進計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人を孤立させずに、社会復帰を支援していくことが必要です。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28(2016)年に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29(2017)年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

同法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、県は、平成31(2019)年3月に鹿児島県再犯防止推進計画を策定しました。

本章を同法に基づく計画として位置づけ、県再犯防止推進計画に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ることとします。

なお、再犯防止推進計画の対象者は、同法第2条第1項で定める犯罪をした者等とします。

### 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

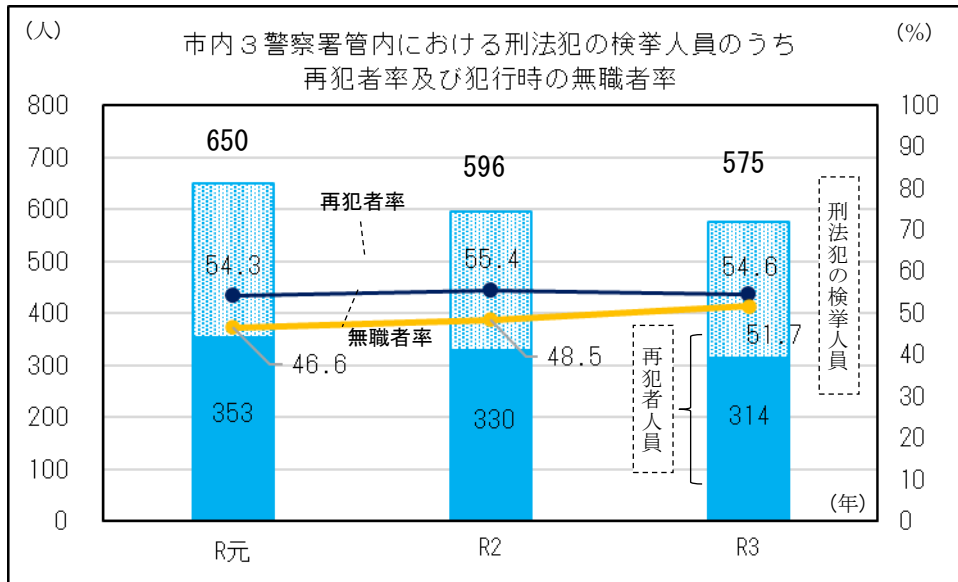
第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

## 2 本市の現状

市内3警察署管内における刑法犯の検挙人員（少年を除く。）は、概ね600人で推移しており、そのうち再犯者率は5割を超える状況が続いています。

また、刑法犯の犯行時の無職者の割合については、漸増しており、令和3年度には、5割を上回りました。

<令和4年12月時点>



(法務省矯正局提供データを基に鹿児島市作成)  
 ※市内3警察署(中央・西・南)管内における合計であり、本市域分とは一致しない。  
 ※刑法犯の検挙人員は少年を除いた人数で、無職者率は学生・生徒等を除いた割合。

### 3 課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえた本市の課題は次のとおりです。

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と、学習支援等の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

#### 国の第二次再犯防止推進計画(令和5年度～9年度)(抜粋)

##### ■重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

#### 鹿児島県再犯防止推進計画(抜粋)

##### ■重点課題

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

●第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日法務省策定）

第一次計画からの変更点

→国・都道府県・**市区町村の役割が明確化**された（以下抜粋）

第6 地域における包摂を推進するための取組

2. 地方公共団体との連携強化等

（1）国と地方公共団体の役割

③市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。



鹿児島市においては・・・

①再犯防止推進計画を包含している「第5期鹿児島市地域福祉計画」の資料編において、市の各課で行っている福祉サービス等をまとめている。

→「参考資料1」

②令和6年度の「重層的支援体制整備事業」本格実施に向けて、令和5年9月から「重層的支援体制整備移行準備事業」を実施している。

→「参考資料2」